

## 組合 Q & A

### 業務執行権は誰にあるのか

組合の業務執行は理事会が決めることになっている。理事会、代表理事、役付理事、業務担当理事の関係は…

組合の業務執行は、理事会が決定します。しかし、理事会は会議泰の機関ですから、理事会そのものが業務を執行するわけではありません。理事会は業務執行の基本的な意思決定をするだけで、実際の業務執行は、定款で理事長に委任しています。

中協法は「理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならぬ」「代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」に続けて「…有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する」と定めています。

会社法は、右にあげた包括的権限規定のほかに「次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を

執行する。①代表取締役 ②代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて業務を執行する取締役として選定されたもの」と規定して、代表取締役以外の取締役に業務執行権を付与できるようにしています。

いずれにしても、鉛筆一本買うにも理事会を開催していたのでは大変なので、理事会では業務執行の枠を決め、その範囲で理事長に、業務執行を委任しているわけです。それでは、組合の場合の役付理事と業務担当理事の権限はどのようになるのでしょうか。

大きな組合になると、理事長が全ての業務執行をすることは難しいので、役付理事・業務担当理事を決めて役割を分担し、事務局職員とともに、組合を運営していく形にしています。

こうした会社と同じような業務執行もシステムを構築している組合もあれば、代表理事以外の理事は組合の運営にタッチしない組合もあります。理事は自分の企業の経営者ですから、理事会に出席して意思決定に参加し、理事の職務執行の報告を聞いて運営状況を確認するだけで手一杯という場合は

多いのです。

どのタイプの組合にあつても、法的には業務執行権は代表理事にあるとしています。そして、代表理事は「特定の行為の代理を他人に委任できる」ことになっていきます。この規定に従つて役付理事、業務担当理事、事務局の協力を得ながら組合を運営していくこととなります。

理事長の権限は強いものです。理事長の業務執行は、総会で決めた事業計画・収支予算等の範囲で行われるところに特徴があります。

組合員が総会を通じて理事長の業務執行をコントロールできるシステムになっているのです。

### ポイント

★理事会で意思決定し、理事長が執行する

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 電磁的方法、その他に関する正誤問題です。

【第1問】総会における選挙権の行使は、電磁的方法によるものが認められている。

【第2問】総会の出席を代理人をもって行う場合の代理権を電磁的方法により証明することはできない。

【第3問】組合は、組合員名簿を電磁的方法により作成した場合、組合員等の閲覧・謄写請求に対しては、電子ファイル等のデータを提供すればよい。

《解答》【第1問】×（総会の書面議決を、電磁的方法によつて行うことは可能だが、選挙権は電磁的方法では行使できない。その理由は、役員選挙は無記名投票によつて行う、とされており電磁的方法による場合は送信者が特定されてしまうからである。）【第2問】×（代理人による議決権の行使の場合、委任状を組合へ提出するのに代えて、代理権を電磁的方法により証明することができない。具体的には電子署名などを付した委任状を組合宛にメール送信するなどの方法になる。）【第3問】×（組合員名簿は、電磁的記録でよいが、閲覧・謄写請求に対して、組合は電子データではなく、紙面又は映像面に表示したもので応じなければならない。）